

今年10月から通知開始!会社運営・実務はどう変わる!?

「マイナンバー制度」の影響と対策

～社員一人ひとりとその家族全員のマイナンバーを把握する!制度導入後の会社実務対応講座～

2013年5月にマイナンバー法が公布され、今年の10月より国民1人に1つの個人番号が付与されます。この個人番号は、来年1月から源泉税納付等の法定事務の実務面で、従業員の家族全員のマイナンバーを管理し活用、また、法人にも付与され納税実務等に活用されます。本セミナーでは、マイナンバーの本格的運用を前に、マイナンバーが会社の日常の運営にどうかかわり、そして実務面でどのような影響が出てくるのか、最新情報を取り入れながら具体的対応策を解説していきます。皆様多数のご参加をお待ちしております。



●講師紹介●

ほし ただし
星 叡 氏

・OAG 税理士法人 埼玉 所長
・全国相続協会 埼玉中央相談室
・税理士 行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究科を卒業後、公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て税理士事務所を開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

講座内容

1. マイナンバー制度導入の目的とその概要
マイナンバー制度導入の背景・目的
対象となる分野(利用範囲)は
番号制度のしくみ
本人確認の方法
番号の通知時期
2. マイナンバー制度と個人情報保護
番号の法的性質
個人番号利用事務と個人番号関係事務
特定個人情報保護評価とは
番号法の罰則規定
3. 会社の実務に与える影響は
従業員への対応で注意すべき点
顧客・取引先との対応で注意すべき点
会社はどんな準備をすればよいか
ITシステムへの対応はどうするのか

開催日時 平成27年 **6月12日(金)**
13:30～16:00

会場 **なはんプラザ**
(花巻市大通り1-2-21 TEL:22-4412)

受講料 **無料**

定員 **20名**(定員に達し次第、締め切ります)

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、

FAXまたは電話にてお申し込みください。

■お問合せ

TEL:0198-23-3381 経営支援課

(6/12)「マイナンバー制度の影響と対策」セミナー申込書

花巻商工会議所 経営支援課 行 → **FAX:0198-23-2324**

申込日(H27. .)

事業所名	T E L		—
	F A X		—
住 所			
参加者名 ①		参加者名 ②	

お申しいただいた皆様の情報は、当所の事業の詳細案内や事業の遂行など、当所活動のためにのみ利用させていただきます。